

社会福祉法人

三芳町社会福祉協議会役・職員等の旅費に関する規程

昭和61年6月23日

規程 第 1 2 号

(目 的)

第1条 この規程は、定款第18条に規定する役員、定款第6条に規定する評議員及びその他の者、並びに本会の職員（以下「役・職員」という。）に対し支給する旅費について定めることを目的とする。

(旅費の支給)

第2条 役・職員が命により出張した場合には、当該役・職員に対し旅費を支給する。

(出張命令)

第3条 役・職員の出張は、会長及び会長の委任を受けたものの発する出張命令書（様式第1号）によって行わなければならない。

(旅費の種類及び額)

第4条 旅費の種類は、鉄道賃・船賃・車賃・航空賃及び宿泊料とし、その額は、下表のとおりとする。

(旅費の計算)

第5条 旅費は最も経済的な通常の経路及び方法により計算する。

(準用規程)

第6条 役・職員の旅費は、三芳町職員の旅費に関する条例（昭和44年条例第7号）を準用する。

(委 任)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

旅 費

| 鉄道賃及び船賃 | 航空賃 | 車賃（1キロメートルにつき） | 宿泊料（1夜につき） |
|---------|-----|----------------|------------|
| 実 費 | 実 費 | 37円 | 15,000円 |

附 則

この規程は、昭和61年6月23日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年2月2日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年9月1日から施行する。

(様式第1号)

出張命令書

| 平成 年 月 分 | | 職 名 | | | 氏名 | | | | |
|----------|-----|--------|-------|------------|------------|-------------------|-------|-----|--|
| 命令印 | 用 務 | 車 | 用 務 地 | 出張期間 | 車 輛 運 賃 | 鉄 道 バ ス 運 賃 | 宿 泊 地 | 合 計 | |
| | | 有 無 | | 月 日 月 日 | | | | | |
| | | 有 無 | | 月 日 月 日 | | | | | |
| | | 有 無 | | 月 日 月 日 | | | | | |
| | | | | | | 受領印 | | 合計 | |